

第2章 各論

第2章 各論

基本目標 1 地域における子育ての支援

/// 主要課題 (1) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

近年、家族形態や個人のライフスタイルの変化、就労形態の多様化などに伴い、子育てについても多様な支援が必要となっています。

現状では、柳川市、大和町、三橋町の1市2町がそれぞれに実施している子育て支援サービスについても、平成16年に実施した「柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査」の結果をはじめとして、地域住民のニーズを十分に把握したうえで、今後は、新市の枠組みの中での子育て家庭に対するサービスの展開を検討していく必要があります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①子育て支援サービスの充実	<p>■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【重点項目】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（主に低学年）を、放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図ることを目的として実施しています。今後は、ニーズ調査結果を基に設定した目標事業量の達成に向けて整備を進めていきます。</p> <p>■乳児保育促進事業 出産後、乳児保育をする保育所があれば安心して働くことができる保護者のニーズに応え、0歳児からの乳児の保育を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。</p> <p>■幼稚園預かり保育事業 幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育する預かり保育事業の充実を図っていきます。</p>

施策の方向	事業概要
②一時保育の充実	<p>一時保育に関する各種事業は、現在（平成16年時点）1市2町で実施状況が異なります。今後は、ニーズ結果を基に推計した目標事業量の達成に向けて、新市での実施か所など勘案しながら整備を進めていきます。</p> <p>■子育て短期支援事業【重点項目】 児童を養育している家庭の保護者が、疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、一定の期間、その児童を児童福祉施設で養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。</p> <p>■乳幼児健康支援一時預かり事業【重点項目】 病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育します。</p> <p>■一時保育事業【重点項目】 女性の就労形態の多様化や、保護者の傷病等により児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより、児童の福祉の増進を図っています。</p>
③地域における子育て支援の推進	<p>■地域子育て支援センター事業【重点項目】 地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナーなどを行い、育児への援助を行っています。今後は、地域における子育て中の親子の総合支援の場として、親同士の情報交換や親子の交流についても取り組んでいきます。また、子育てサポーターの養成についても検討していきます。</p> <p>■保育所・幼稚園における地域との交流事業 各保育所・幼稚園で世代間交流、園庭・園舎の開放、子育て相談等の事業を実施しており、今後も継続して事業の充実を図っていきます。</p>

/// 主要課題（2） 保育サービスの充実

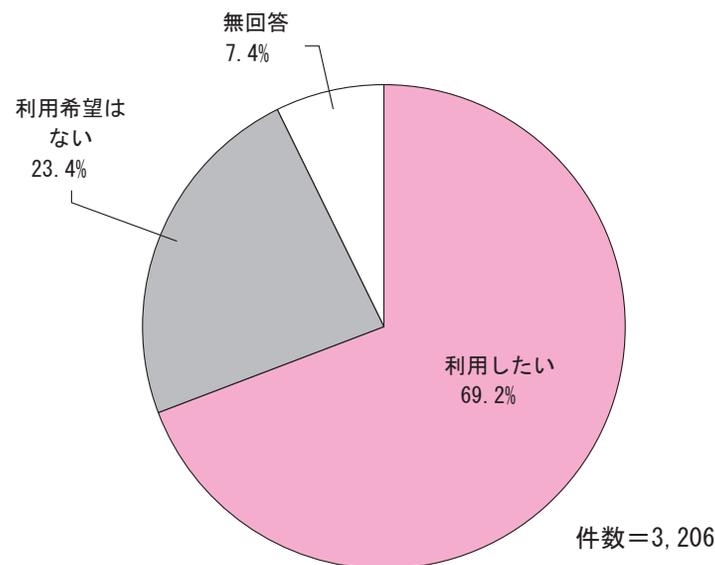
【現状と課題】

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。これを充実していくためには、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい内容で提供されることが重要になります。

平成16年に実施した「柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査」においては、特定保育事業を中心とした保育サービスに対する住民ニーズの把握を行っており、本計画の中では、新市の枠組みの中で将来的な目標事業量を設定しています。

今後は、この目標の達成に向けて具体的な取り組みを進めていくとともに、その推進にあたっては、サービスの内容が真に住民の子育てに資するものとなるよう配慮していくことが重要になります。

■ 保育サービスの利用意向（平日）



資料：平成16年 柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①多様な保育サービスの充実	<p>ニーズ調査に基づく目標事業量の推計結果から、新「柳川市」におけるニーズを勘案し、平成21年までの目標を設定します。</p> <p>■通常保育事業【重点項目】 保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育しています（保育時間：11時間）。</p> <p>■延長保育事業【重点項目】 保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図っています。</p> <p>■休日保育事業【重点項目】 日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を、認可保育所で保育します。現在1市2町では実施していません。</p>
②経済的支援の実施	<p>■保育料の軽減 現在1市2町で異なる保育料について、国の基準により新市において軽減を行い、経済的支援を充実していきます。</p> <p>■幼稚園就園に対する支援 経済的支援の拡充等により、保護者の経済的負担軽減を図り、幼稚園への就園を推進する事業を実施していきます。</p>

/// 主要課題（3）子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

子育て家庭に対する支援として、きめ細かな子育て支援サービス、保育サービスを、効果的・効率的に提供するとともに、これを十分に活用し、またサービスの質の向上を図る観点からも、地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進していくことが望まれます。

こうした取り組みから、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高めていくことで、子どもを持つ家庭だけでなく、地域全体で子育てを支援していくことができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていくことが必要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①情報提供体制の整備充実	<p>現在、柳川市で子ども向けの情報誌を年2回（夏休み・冬休み前）発行し、市内の小・中学校、幼稚園、保育所及び公共施設に無料配布しています。今後は、ホームページでの子育て情報の提供等と併せ、新市での新たな情報提供の実施に向けて、検討を行っていきます。</p>

/// 主要課題（4） 児童の健全育成

【現状と課題】

近年の児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。このため、児童の健全育成に向けた取り組みのひとつとして、地域において児童が自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進が必要であると考えられます。

このほかにも、児童の健全育成を図る上で重要なこととして、絵本の読み聞かせやセミナーの開催など親子のふれあいの機会の提供、活動拠点への積極的な受け入れと活動の展開、自然体験活動を始めとする様々な体験活動の機会の提供等を図るとともに、その担い手となる民生委員・児童委員、子育てに関する活動を行うNPO※、地域ボランティア等の活用を進めていくことが望まれます。

※NPO（Non Profit Organization）

一定の組織をもち、利益追求や利益配分を行わず、政府組織ではなく、自発性と独立性があるという特徴をもった市民活動組織。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①児童健全育成事業の推進	<p>■児童館事業 地域子どもたちが、健全な遊びを通じて、健康や体力を増進し、情操を豊かにしていくための施設として設置・運営しています。現在、1市2町では柳川市に柳城児童館1か所を設置していますが、合併後、新市における子どもたちの利用に向けて調整を図っていきます。</p> <p>■ブックスタート 生後4か月の赤ちゃんと保護者を対象に、乳幼児に対する情操教育を目的として、4か月児健康診査の時に開催しています。その際、ブックスタートの主旨や子育てサークルの紹介とともに、ブックスタートパックを手渡します。現在1市2町で実施しており、合併後も継続して実施してまいります。</p> <p>■読書感想画募集 柳川市で、市内の小・中学生を対象に読書感想画を募集しています。自己の創造性、感受性豊かな心を育み、図書館・読書に対する興味・関心を深めてもらうことを目的としています。合併後、全市での展開について検討してまいります。</p> <p>■社会教育育成事業 地域社会の一員として貢献する喜びを青少年期において体験させ、豊かな人間性を育むことを目的として実施しています。大和町、三橋町で実施されており、公民館事業のサポートや中学・高校生のボランティア育成等であり、体験学習の重要性からも、新市における事業の充実を図ってまいります。</p>

施策の方向	事業概要
②関係団体との連携	<p>現在、1市2町それぞれに、学校や地元ボランティアグループとの連携のもと、読み聞かせやおはなし会などを開催していますが、今後、新市の中での事業の実施に向けた組織や事業内容の調整を進めていきます。</p>
③児童健全育成に関する人材育成	<p>■指導者養成事業 社会教育活動指導者養成の一環として、指導者の資質向上を目的として、指導者養成講座や研修会を実施しています。新市においても、積極的に推進していきます。</p> <p>■社会教育委員研修会 社会教育委員は、社会教育法に基づき設置されており、定数は柳川市10人、大和町5人、三橋町10人となっています（小・中学校長会長、PTA連合会長等）。社会教育委員の資質の向上を図るため、先進地の視察などの研修が行われていますが、内容は1市2町で差異があり、今後調整を図っていきます。</p> <p>■社会教育指導員（地域活動指導員を含む） 社会教育指導員は、成人教育、青少年教育など教育長の命を受け、社会教育の特定分野の直接指導、学習相談に応じるもので、社会教育指導員は1名、地域活動指導員は2名、社会人権・同和教育指導員は1名となっています。今後も継続していくため、合併後に調整を図っていきます。</p> <p>■民生委員・児童委員 民生委員は、住民の相談に応じ、援護を行うことにより社会福祉の増進に努めるボランティアです。児童委員は民生委員が兼任しており、今後も担当地区内での個別援助、児童健全育成、子育て支援などを行っていきます。</p> <p>■子育てサークルへの支援 現在子育てサークルでは、子育て中の親などが集まって、子育てセミナーや親子コンサートなどを行い、子育ての楽しさの共有と、子育てに関する情報交換などを行っています（柳川市8団体、大和町2団体、三橋町3団体）。今後1市2町の合併により、これらの団体が相互に連携を図ることができるよう、情報提供や活動場所の提供などの支援を行っていきます。また、子育て支援コーディネーターの育成についても検討していきます。</p>

施策の方向	事業概要
④情報提供・意見交換	<p>■青少年問題協議会 地方青少年問題協議会法に基づき設置されており、青少年の指導・育成に関する審議等を行っています。現在大和町にのみ設置されていますが、合併後、新市で新たに設置します。</p> <p>■青少年育成市町民会議 青少年問題の持つ重要性に鑑み、住民の総意を結集し、国・県及び市・町の施策に呼応して、青少年の健全な育成を図ることを目的とし、青少年の健全育成に関する住民意識の向上、青少年活動の展開などを行っています。現状では、1市2町の各団体に差異があるので、合併後は統合できるような支援を行っていきます。</p> <p>■市町子ども会育成協議会 子ども会、育成会及び指導者相互の連絡調整を図ると共に、その自主的な団結により、子ども会の健全な育成及び発展を図ることを目的として実施しています。現状では、1市2町の各団体に差異があるので、合併後は統合できるような支援を行っていきます。</p>



基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

/// 主要課題 (1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

近年の核家族化の進行や、晩婚化、または社会環境の変化などから、妊娠・出産、子育てについて不安を抱く母親が多くなっています。このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要となります。また、こうした健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等の取り組みを進めることが必要です。

このほか、親の育児不安の解消を図るために、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導を充実するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要になっています。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①母子保健事業の充実	<p>現在、各市町で実施されている母子保健事業について、新市においても継続・充実を図ります。また、これらの事業の実施時に相談を受けつけることにより、育児支援及び児童虐待等の予防を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種事業（乳幼児） <ul style="list-style-type: none"> ① 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防します。 ② 予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。 ■ 母子健康手帳交付 <p>妊娠、出産、子どもの成長記録として、すべての親子が母子健康手帳を活用することができるようにします。</p> ■ 父子手帳交付 <p>第一子出産時に、子育ての心がまえを記した父子手帳の交付を行っています。</p> ■ 妊産婦向け母子保健事業 <p>各市町ごとに、集団教育形式によるマタニティーセミナー（柳川市）、マタニティークラス（大和町、三橋町）を実施し、不安や身体状況のトラブルなく出産に臨むことができるようにしています。</p> ■ 乳児向け母子保健事業 <p>各市町ごとに、集団・グループ別での教育形式による離乳食教室、赤ちゃんサロン（柳川市）、育児教室（大和町）、子育て教室（三橋町）を実施し、親同士の交流や、乳幼児の健やかな成長を促すよう支援しています。</p>

施策の方向	事業概要
	<p>■幼児向け母子保健事業 各市町ごとに、集団・グループ別で、のびのび広場、2歳児歯科教室（柳川市）、子育て教室（大和町）を実施し、親同士の交流や、乳幼児の健やかな成長を促すよう支援しています。</p> <p>■妊婦健康診査 妊婦健康診査を適切な時期に受けることで、妊娠経過の確認ができ、診査の結果明らかになった心配事項について、専門的なアドバイスを受けることができます。</p> <p>■新生児・産婦家庭訪問 生後1～2か月の子どもを持つ親が、マタニティブルーや、産後鬱などの不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、保健師、看護師、助産師による家庭訪問を実施しています。</p> <p>■乳児健康診査 疾病等の早期発見・早期対応、育児不安の解消、育児情報の伝達などを目的として、4か月、10か月児健康診査を同時開催しています。</p> <p>■1歳6か月児健康診査 育児不安の解消や親同士の交流、う歯予防、望ましい食生活の実践などを目的として実施しています。</p> <p>■3歳児健康診査 育児の不安や悩み相談、親同士の交流、う歯予防、望ましい食生活の実践などを目的として実施しています。</p> <p>■乳幼児発達事後指導相談 障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、将来、精神・運動発達面等において障害を招来する恐れのある子どもを早期に把握し、適切な指導を行うことにより、その健全な発達を促進することを目的に各市町ごとに実施しています。</p> <p>■乳幼児家庭訪問 育児不安がある親や、各種健診・相談後に、継続個別事後相談が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問、電話相談を実施し、保健指導を行っています。</p> <p>■健康まつり 住民の健康に対する意識向上のための普及活動、及び保健事業の実施内容の周知を図っています。</p>
②事故予防の推進	<p>今後は、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防に向けて、健診等の場を通じて親に対する啓発、情報提供等の取り組みを検討していきます。</p>

/// 主要課題（2） 「食育」の推進

【現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。この改善に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進めることが必要です。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や、情報提供を進めることが必要となっています。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①健康プランに基づく食生活改善の促進	平成16年に策定した「柳川山門三池いきいき健康プラン21」の重点項目のひとつである、規則正しい食生活習慣づくりの推進に基づき、保育所や幼稚園・学校などとも連携して、食教育の実施などから健康的な食習慣づくりを進めます。
②食に関する教育・指導の推進	<p>■食に関する教育</p> <p>現状では1市2町ごとに下記のような事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する教育及び指導 <ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校を対象に希望学校で実施 ○献立表発行 ○食通信、給食便り発行 ○給食指導資料作成 ○講話の実施 <p>合併後、新市においてもこれらの事業を継続していきます。また、今後は学校給食の中に、地場産品を用いた地産地消や、旬の食材・安全な食材の使用、生産者や調理人との交流なども検討していきます。</p> <p>■出前講座</p> <p>母子保健事業の一環として、柳川市で乳幼児食についての講話、調理実習を内容とした出前講座が実施されており、合併後新市においても、こうした取り組みを進めていきます。</p>

//// 主要課題（3） 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

近年、思春期の心身の健康に関して、性感染症、喫煙・薬物使用などの問題が指摘されています。10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制の充実を進めることが必要となっています。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①相談体制の整備	<p>■スクールカウンセラー活用事業</p> <p>児童・生徒の臨床心理に関して、専門的な知識及び経験を有する者等を中学校を中心にカウンセラーとして配置し、それらを活用して、学校における教育相談機能を高めるため調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決に資するよう実施しています（柳川市3か所、大和町1か所、三橋町1か所）。県の補助事業なので、今後も県の基準に即した形で実施していきます。</p>
②薬物乱用防止指導の実施	<p>■薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施</p> <p>各学校単位で薬物乱用防止指導に関する計画書を作成し、これに基づき、保健体育、道徳教育、特別活動、または講話の実施などを通して、薬物の害や健康や命の重要性について指導を行っています。今後もこうした事業を継続して実施していきます。</p>
③性教育等の充実	<p>■性及び命の大切さに関する教育の充実</p> <p>各学校単位で、成長段階に応じ性に関する正しい知識の涵養や、命の大切さに関わる教育を実施しています。今後もこうした事業を継続して実施していきます。</p>

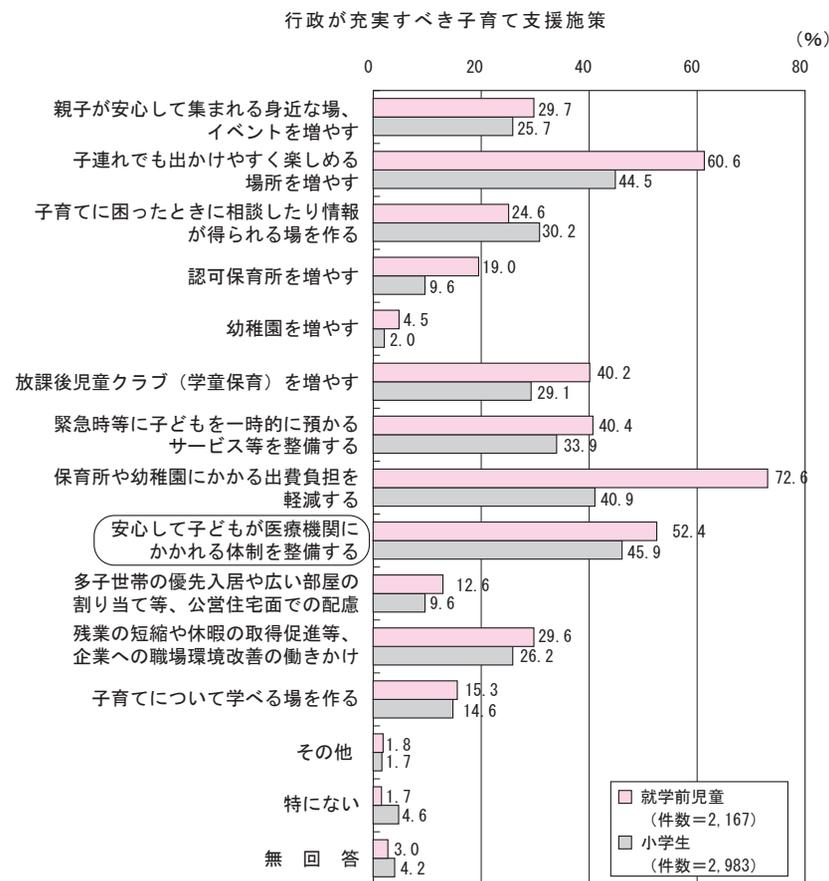
/// 主要課題（4） 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境をつくるためには、小児医療体制を充実させることが不可欠となります。

平成16年に実施した「柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査」では、行政に望む子育て支援施策として、安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備について半数以上の回答を得ており、1市2町においてもその必要性が指摘されています。今後は、こうした住民の意見を考慮しながら、新市における体制の整備を進めていく必要があります。

■ 行政への要望



資料：平成16年 柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①小児医療体制の整備	小児医療体制は、児童育成の観点からは欠かすことのできないものですが、現状では小児科医の不足、緊急医療体制の未整備などの問題が顕在化しているため、医師会への働きかけなどを通じ、これらの解決を図っていきます。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

/// 主要課題 (1) 次代の親の育成

【現状と課題】

近年では、親の子どもに対する虐待や、子育ての孤立に伴う育児不安など、子育てを行う親に関する問題が顕在化しています。

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに取り組むこととされていることから、今後は、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取り組みを推進することが必要となっています。

特に、中学生、高校生等、次代の親となる世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進することが重要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①世代間交流事業の推進	<p>■公民館事業</p> <p>各公民館事業の中で、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等が実施されています。今後は、独自の事業の中に次世代育成の視点を盛り込み、子育てを経験したシニア世代との交流等の推進について働きかけを行っていきます。</p> <p>■図書館ボランティア</p> <p>現在大和町で、町内の中学1、2年生を対象に、図書の整理や検索、乳幼児へのよみきかせ等のボランティアを募っています。ボランティアによる体験事業とともに、乳幼児とふれあう機会としても捉え、合併後は新市での実施を検討します。</p>

/// 主要課題（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代の担い手である子どもが、個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくためには、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成を進めていく指導方法や学習内容の検討と、地域の実態を踏まえたうえで、様々な人的資源、社会資源を活かした教育活動の展開が必要となります。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や、各学校での、家庭や地域の関係機関・関係団体と連携した取り組みが重要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①確かな学力の向上	<p>■ I T教育推進事業 国が進める教育情報化「ミレニアム・プロジェクト」により、すべての小・中学校からインターネットにアクセスでき、すべての学級の、あらゆる授業において教員及び児童生徒がコンピュータを活用できる環境を整備する政策が明示されました。現在の計画のもと、整備を進めていきます。また、昨今ではネットに関わる犯罪や有害情報などが問題になっていることから、特に情報モラルに関する指導についても推進していくよう努めます。</p> <p>■ 小学校への英語講師派遣 国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指し、小学校に英語講師を派遣しています。講師の形態は1市2町で異なっているため、新市において調整を図り、対象は全学年へ拡大していきます。</p> <p>■ 外国語指導助手の配置 中学校に外国人のALT（外国語指導助手）を配置しています。現状では大和町・三橋町は1校に1名、柳川市では4校に2名の配置となっているため、今後は各校への配置を目指していきます。</p> <p>■ 社会科副読本の編集 柳川市において、環境教育の振興に向けた社会科副読本「掘割の歴史」が作成されています。合併後、新市での事業として引き継ぎます。</p>

施策の方向	事業概要
②豊かな心の育成	<p>■研究指定校事業 現状では、1市2町それぞれに要綱を制定して、特色ある学習活動の研究を推進しています。新市においては、新たな実施要綱を定め、各市町独自に行われている事業については、継続した実施を検討していきます。</p> <p>■適応指導教室 心理的、情緒的理由により、登校できない、学校に行きたくても行けない状態にある児童・生徒の学校復帰の援助を目的とし、平成15年4月1日に柳川山門三池地区適応指導教室「ありあけ」が設置されています。指導員は研修計画の企画運営、各学校との連携活動、各種啓発活動にあたり、適応相談の指導員は、相談員やメンタルフレンド※とともに来所する児童生徒の指導にあたっており、今後も継続して実施していきます。</p> <p>■関係機関とのネットワークづくり 現在、不登校の問題に個別に対応している学校、民生委員、児童相談所などの各関係機関が、相互に情報を交換し、問題を抱える人たちの現状把握や相談の受付などができ、問題を適切に解決できるよう連携を取ることができるネットワークづくりについて検討していきます。</p> <p>■人権同和教育推進委員会 学校教育における、人権・同和教育の研究と推進のために、1市2町それぞれに設置されています。新市においても継続して設置します。</p>
③健やかな体の育成	<p>■就学時健康診断 新年度入学予定者に対して、就学時健康診断を実施しています。現状では1市2町で実施方法について差異がありますが、今後調整を図り、各校での実施を進めていきます。</p> <p>■スポーツ大会・関連行事の開催 現状では、各市町それぞれにスポーツ大会等を実施しています。新市においては、これらの行事を整理・統合していきます。</p> <p>■スポーツ少年団体への支援 現状では、各市町ごとに少年スポーツ団体があり、大和町ではこれに補助金を支給して支援を行っています。新市においては新たに認定基準を設け、支援・育成に努めていきます。</p> <p>■総合型地域スポーツクラブ 現柳川市で実施中であり、東宮永小学校を対象とし、拠点施設を中心とした総合型の地域スポーツクラブを育成し、地域住民の継続的なスポーツ・文化・レクリエーション活動の場とすることを目的としています。新市においては、各小学校単位にこの事業を拡大できるよう支援を行っています。</p>

※メンタルフレンド
不登校でなかなか外に出られない子どもたちの遊び相手として活躍する方。

施策の方向	事業概要
④幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 幼稚園・保育所・小学校教育の連携 幼稚園・保育所と小学校の職員が一同に会し、小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について協議、研修等のできる場を設けます。■ 幼児教育についての情報発信事業 市民に対して、幼児教育並びに保育所・幼稚園等の情報提供を行います。■ 幼児教育の充実 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの基本的な認識に立ち、幼児教育の充実を図るため、保育・教育環境の整備に努めます。



/// 主要課題（3） 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもを育てるにあたり、家庭や学校のみにとどまらず、地域社会全体が連携を取りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしていく視点が重要になっています。

そうした視点に基づく教育環境を整備していくために、家庭教育については、すべての教育の出発点であるという認識のもと、学習機会の提供や様々な情報提供の実施が必要となります。また地域に対しては、住民と関係機関の協力により、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会充実、世代間交流の推進、スポーツ環境の整備等を進め、地域の教育力を向上させていく必要があります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①地域の教育力の向上	<p>■学童農園事業 学童、農漁業者及び都市生活者が農漁業に親しむとともに、交流の場とすることを目的に、柳川市、大和町で実施しています。現柳川市では「むつごろうランド」に所有しており、合併後新市に引き継ぎ、より多目的に利用できるよう検討していきます。</p> <p>■学校農園事業 次代を担う子どもたちに農業体験の機会を与え、農業に対する理解の向上と労働の喜び、食べ物の大切さを再認識させることを目的に実施しています。現在三橋町で実施しており、新市においても継続していきます。</p> <p>■学校開放事業 市町内の小・中学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で住民の利用に供しています。現状では、開放する根拠となる規則が1市2町で異なっているため、今後は制度が最も整っている地区の例をもとに、防犯に関する視点を含めた条例・規則等の整備を行います。</p> <p>■市町民参画による生涯学習イベント 各市町により、住民参加のもと生涯学習に関するイベントが実施されています。この中には青少年を対象としたイベントも含まれており、今後は次世代育成の視点から、これらの事業の推進を検討していきます。</p> <p>■各種講座の開催 生涯学習事業の一環として、現在でも1市2町それぞれに様々な講座が開催されています。この中には少年の翼事業、世代間ふれあい交流事業、親子天体教室など、青少年の健全育成から世代間交流に関わる内容もあり、合併後は、講座内容の再検討や開催場所の選定等が必要になることと併せ、次世代育成の視点による講座の開催についても検討を行います。</p>

施策の方向	事業概要
	<p>■公民館事業【再掲】</p> <p>各公民館事業の中で、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業などが実施されています。今後は独自の事業の中に、次世代育成の視点を盛り込めるよう働きかけを行っていきます。</p> <p>■文化芸術振興事業</p> <p>文化芸術の振興を図ることにより、薰り高い新たな市民文化を創造していくことを目的に実施しています。現在の実施状況は1市2町で異なっていますが、三橋町では、幼稚園・保育所児童に対する事業も実施されており、次世代育成の視点から、合併後もこうした事業の展開について検討していきます。</p> <p>■生涯学習の推進体制</p> <p>市町長を本部長とする推進本部を各市町それぞれに設置し、事業を推進しています。合併後、新たな体制のもとに事業を推進していきます。</p>
②家庭教育の充実	<p>■家庭教育学級</p> <p>家庭教育の重要性が叫ばれる中、家庭・地域・学校が一体となった取り組みが必要であることから、1市2町それぞれに家庭教育に関する啓発活動として、広報への関連記事の掲載、家庭教育学級の開催などを行っています。今後もこの必要性は高いと考えられることから、事業内容の充実、拡大を図っていきます。</p> <p>■親に対する教育</p> <p>子育て中の親に対し、子育ての重要性を伝えていくための教育事業の実施について検討を行います。具体的には、PTAでの講演・研修実施に関する依頼や講師等の派遣、また、社会教育事業の中で、親同士または親と子育てが終了した世代との交流事業などを検討していきます。</p>
③人材の育成推進	<p>■社会教育指導員（地域活動指導員を含む）【再掲】</p> <p>社会教育指導員は、成人教育、青少年教育など教育長の命を受け、社会教育の特定分野の直接指導、学習相談に応じるもので、社会教育指導員は1名、地域活動指導員は2名、社会人権・同和教育指導員は1名となっています。今後も継続していくため、合併後に調整を図っていきます。</p>

/// 主要課題（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

街中の書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要となっています。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①環境浄化活動の推進	<p>■青少年育成市町民会議【再掲】</p> <p>青少年育成市町民会議の補導部会により、有害図書、ビデオ等自販機調査などの有害環境浄化活動が行われています。現在、1市2町の各団体で差異がありますので、合併後組織の統合などの支援を行っていきます。</p>



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

/// 主要課題 (1) 良質な居住環境の確保

【現状と課題】

子育て支援の視点に立った生活環境の整備については、公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することや、交通利便性を確保し、職住近接型の市街地住宅の供給、全ての人にやさしいユニバーサルデザインを導入した良好な住宅地の総合的整備などが望まれます。

この実現のためには、従来の用途区分の見直しや、民間活力の導入による良質な住宅の確保、計画的な公営住宅の整備等が必要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①魅力ある住環境の整備	<p>■公営住宅の建て替え事業</p> <p>国道443号バイパスや、有明海沿岸道路の沿道、西鉄各駅周辺など新規の住宅開発が予想される地区では、人口定住化や転入者の受け皿づくりのため、用途区分の見直しなどを行い、民間活力の導入を想定した適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。</p> <p>具体的には、本計画期間の平成17年度から平成21年度にかけて、中山地区都市再生整備の一貫として建設される公営住宅のうち20戸を若者向けとして良好な居住空間を提供し、定住人口の増加を目指します。</p> <p>また、公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画などに基づき、高齢者に配慮したシルバーハウジング※や、すべての人に優しいユニバーサルデザイン※、また、シックハウス症候群※にも配慮した老朽住宅の建て替え、活力あるまちづくりの基礎となる住宅など、質、量両面の充実を図ります。</p>

※シルバーハウジング

高齢者向けの設備・構造・相談員の配置、緊急通報装置などが備えられた集合住宅。昭和61年以降、旧厚生省と旧建設省がモデル事業として供給しているが、一般に高齢者向けの設備を備えた住宅を指す。

※ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人を使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

※シックハウス症候群

住宅の新築や改造工事後、住宅建材から室内に発生する揮発性化学物質等により、頭痛、のどの痛みなどの体調不良や健康障害を起こすこと。

/// 主要課題（2）安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

新市の中心市街地には狭い道路も多く、交通安全の上で問題のある場所も見受けられます。今後は、子ども及び子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、死傷事故発生割合が高い場所において、歩道、ハンプ※、クランク※等の整備を重点的に実施すること、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進することが必要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①交通安全計画に基づく 道路交通環境の整備	■交通安全計画 現行計画は、1市2町それぞれに福岡県の交通安全計画・第6次交通安全計画を基に策定しており、平成13年度から平成17年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めています。新市において第8次交通安全計画を策定し、これに基づく道路交通環境の整備を進めていきます。

※ハンプ

舗装を部分的に盛り上げて（切り下げる場合もある）運転者に通過時のショックや、事前の視認による速度低下を促す。

※クランク

車道をジグザグの形状とすることで蛇行運転を強い、速度を低下させる。

/// 主要課題（3） 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れなどの子育て支援の視点に留まらず、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備に向けた課題となります。

合併後新市においては、公共施設を中心とした施設及びその機能の整理・統廃合、再配置などが進められていくこととなりますが、その際に、公共交通機関、建築物、道路、公園等における段差の解消などのバリアフリー※化を併せて推進することが必要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
① 公的施設等の整備・改善	<p>■ 公共施設のバリアフリー化の推進</p> <p>誰もが安心して外出できる環境の整備に向けて、「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備に努めます。</p> <p>■ 重点施設整備</p> <p>市庁舎を中心として、多くの方が利用する施設については「段差解消」、障害者、妊産婦または親子連れでも使用できる「多目的トイレの設置」、「障害者用駐車場の設置」等の重点施設整備に努めます。</p>

※バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすること。

//// 主要課題（4）安全・安心まちづくりの推進等

【現状と課題】

子どもの安全を守るためには、犯罪等の被害に遭わないよう、道路、公園等の公共施設や、住居の構造、設備、配置等について配慮した環境設計を行うことが必要になります。

このため、合併後新市においては、現在1市2町で個別に実施されている安全なまちづくりに関する取り組みを、新市の枠組みの中で充実させていくよう調整していくことが必要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①安全な遊びの場の確保	<p>■公園遊具等の安全管理・補修</p> <p>各市町の管理する公園内の遊具については、三橋町においては定期的な安全点検が実施されており、このほかでは補修が必要な箇所がある場合に民間業者に委託しています。新市においては、安全管理のために、三橋町の例に従い遊具の点検業務を実施していきます。</p> <p>■児童遊園の設置</p> <p>地域の神社の境内、公民館等に遊具を設置しています。今後はこれらの安全管理に加え、整備・取りまとめについても検討していきます。</p>
②通学路の安全確保	<p>■防犯灯の設置</p> <p>通学路における防犯灯の設置については、現在1市2町それぞれの基準に基づいて設置されています。合併後は、児童生徒の通学路における安全確保に向けて、統一された基準のもとに防犯灯の設置を進めていきます。</p>

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

/// 主要課題 (1) 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に関する観点からも、今後は男女が協力しあいながら、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しを進めることが必要です。また、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行その他の諸要因を解消することも必要となります。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に進めていくことが重要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①働き方の見直しに関する意識啓発	<p>現在、柳川市において平成15年度から平成19年度までの5年間を計画期間とする「柳川市男女共同参画計画」が策定されています。この計画に示される以下の関連事業の実施、及び各市町ごとに開催されている男女共同参画に関する意識啓発事業を進めていきます。併せて、現段階では柳川市の意向のみが反映されているので、合併後、新市において住民の意見を取り入れた新計画の策定を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の推進に向けた広報や講演会等を実施しています。 ■労働関係法規の情報提供 広報紙や情報コーナーでのパンフレット配布などにより、男女雇用機会均等法※や育児・介護休業法※など、労働関係法規の情報提供を行います。 ■女性労働相談の実施 県相談員などによる女性労働相談を開設し、女性への就労相談や情報提供及び関連法規に関する啓発を進め、就労支援を行います。 ■事業者への広報 事業者へ、チラシやパンフレット等で労働基準法や男女雇用機会均等法、パートタイム労働法※など、男女共同参画に関する労働関係法規の周知を行い、職場における正しい知識の普及と、労働環境整備についての意識啓発を行います。

※男女雇用機会均等法

募集、採用、配置・昇進について、女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について女性であることを理由として、差別的取り扱いをすることを禁止している。

※育児・介護休業法

1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できる育児・介護のための制度。

※パートタイム労働法

短時間労働者について、その適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発および向上等に関する措置などを講ずることによって、短時間労働者がその有する能力を発揮する事ができるようにし、短時間労働者の福祉の増進を図る事を目的とする。

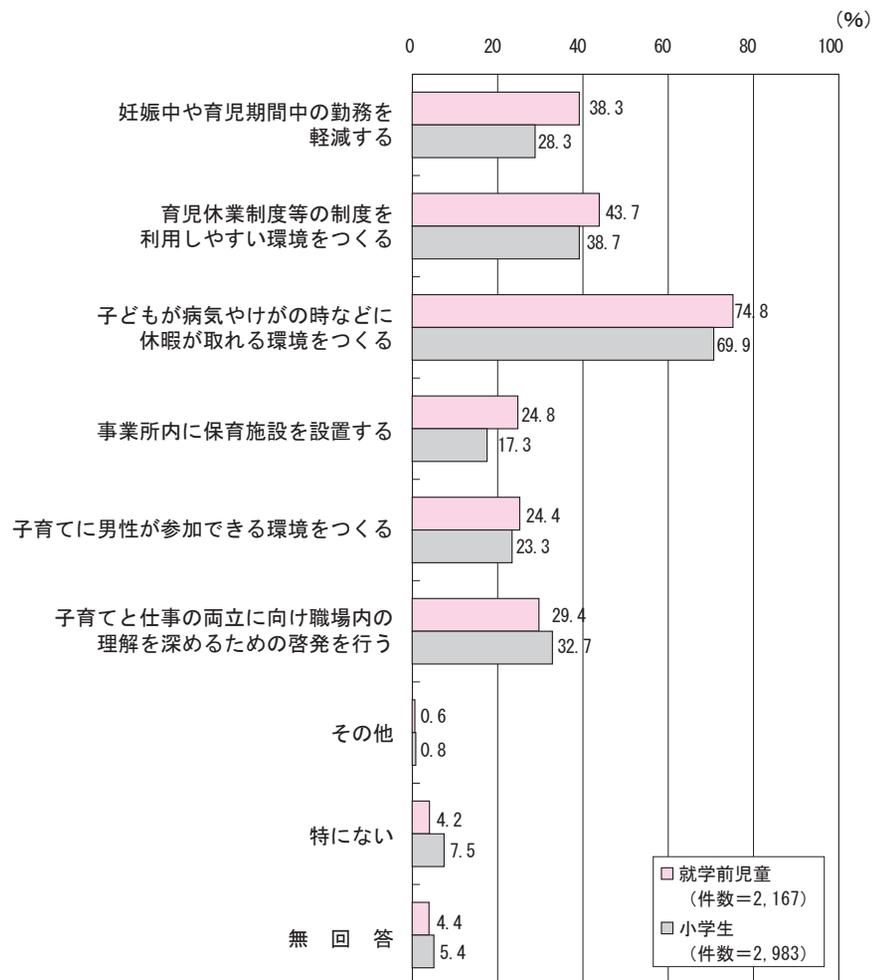
/// 主要課題（2） 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

子育てに対する支援として、男女ともに仕事と子育ての両立を進めることは、経済的な部分にとどまらず、男女共同参画社会の推進の視点からも重要なものとなります。具体的には、各種保育サービスの充実とともに、仕事と子育ての両立支援のための関連法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国や県と連携をとりながら、労働者、事業主の双方に向けて進めていくことが必要です。

■ 企業への要望

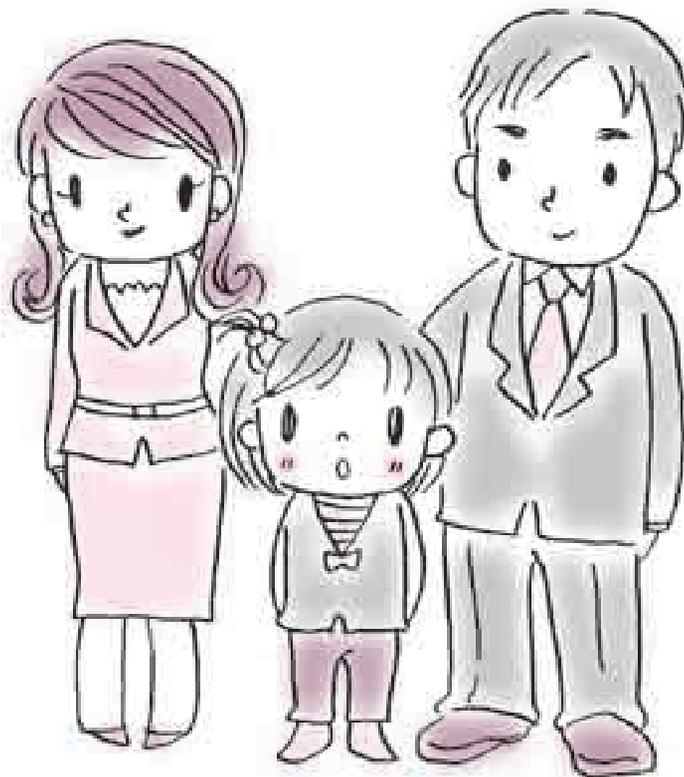
子育てと仕事の両立支援のために企業が取り組むべきこと



資料：平成16年 柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①仕事と子育ての両立支援	<p>■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【重点項目、再掲】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（主に低学年）を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図ることを目的として実施しています。今後は、ニーズ調査結果を基に設定した目標事業量の達成に向けて整備を進めていきます。</p> <p>■事業者向け労働セミナー等の開催 仕事と家事・育児・介護を両立できるように、事業者向けに、育児休業制度や子の看護休暇制度など、労働法規に関するセミナー等を開催します。</p> <p>■男女共同参画を推進する企業の雇用優良表彰および事例紹介 仕事と家庭を両立するための労働制度の導入や、多様な雇用形態を取り入れている雇用優良企業を表彰します。また、その事例を広報で紹介します。</p>



基本目標 6 子ども等の安全の確保

/// 主要課題 (1) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもの安全を確保する観点から、交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①交通安全計画に基づく 道路交通環境の整備	<p>■交通安全計画【再掲】</p> <p>現行計画は、1市2町それぞれに福岡県の交通安全計画・第6次交通安全計画を基に策定しており、平成13年度から平成17年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めています。新市において第8次交通安全計画を策定し、子どもの交通安全を確保していきます。</p>
②交通安全教育の充実	<p>■交通安全教育</p> <p>現在実施されている交通安全教室による交通安全教育と併せ、点字ブロックや障害者設備などのある道路での歩き方のマナー、チャイルドシートの正しい使用などの視点を取り入れた、講習・セミナー等の実施について検討していきます。</p>

/// 主要課題（2） 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

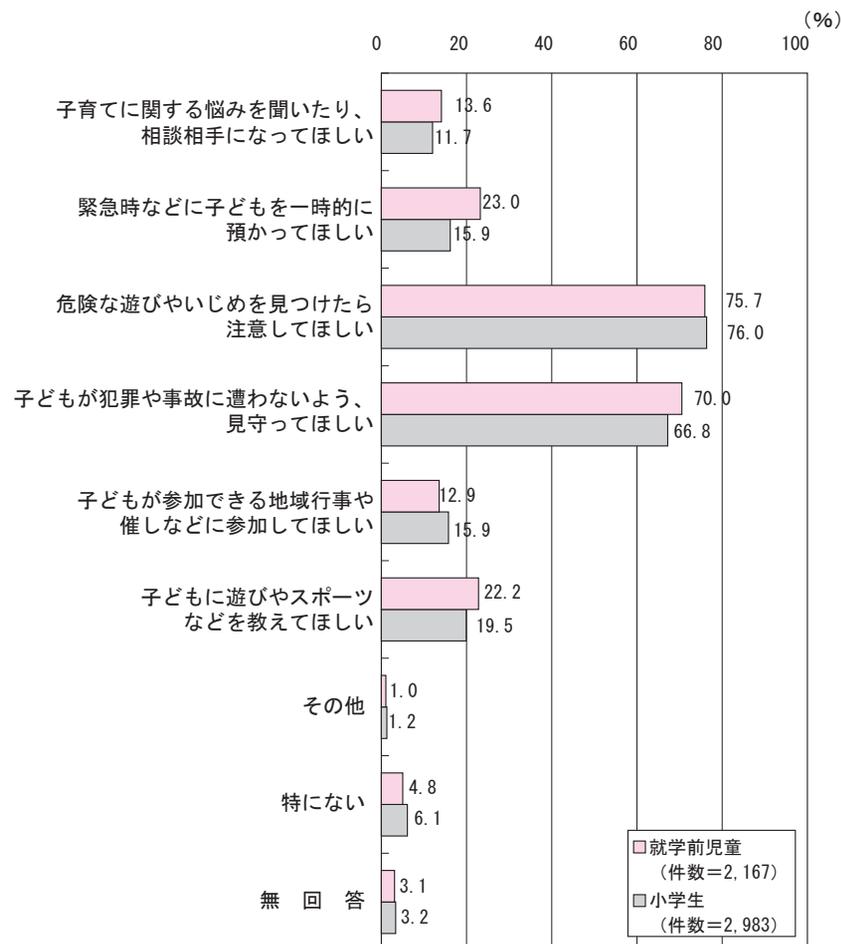
【現状と課題】

近年では、子どもを巻き込む犯罪が多発しており、平成16年に実施した「柳川市・大和町・三橋町次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果でも、子育て支援として地域の人に望むこととしては、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」など、犯罪に遭わないための見守りに関する内容が多くを占めています。

この結果からも、犯罪等の被害から子どもを守るためには、子育て家庭のみならず、地域住民全体の防犯に対する意識の向上と、自主防犯行動を促進するための情報提供の推進、関係機関・団体との連携、防犯講習の実施、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動に対する支援が必要となります。

■ 地域の人に望むこと

子育て支援として、身近な地域の人に望むこと



資料：平成16年 柳川市・大和町・三橋町次世代育成に関するニーズ調査

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①防犯ボランティアの支援	<p>■子ども110番の家 登下校時などに、子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための「子ども110番の家」を指定しています。また、声かけによる注意、不審者のチェックなども行っています。今後も継続して事業を実施していきます。</p>
②防犯体制の充実	<p>■生活安全条例 住民が犯罪に遭わない地域社会の形成のために、1市2町ともに制定されています。今後も、この条例に即して住民の安全確保に努めていきます。</p> <p>■関係機関の連携 関係機関・団体・学校等（幼稚園・保育所）が連携し、防犯に関する情報交換を行っていきます。</p>



/// 主要課題（3）被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

子どもを巻き込む犯罪や、いじめ、児童虐待等の増加に伴い、これらの防止と併せ、被害を受けた子どもの保護を進めることが重要となります。

今後は従来の事業を一層推進し、被害に遭った子どもを早期に発見し、精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要となっています。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①被害を受けた子どもに対する支援	<p>■適応指導教室【再掲】</p> <p>心理的、情緒的理由により、登校できない、学校に行きたくても行けない状態にある児童・生徒の学校復帰の援助を目的とし、平成15年4月1日に柳川山門三池地区適応指導教室「ありあけ」が設置されています。指導員は研修計画の企画運営、各学校との連携活動、各種啓発活動にあたり、適応相談の指導員は、相談員やメンタルフレンドとともに来所する児童生徒の指導にあたり、今後も継続して実施していきます。</p>
②相談体制の充実	<p>■スクールカウンセラー活用事業【再掲】</p> <p>児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者等を、中学校を中心にカウンセラーとして配置し、それらを活用して、学校における教育相談機能を高めるため調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決に資するよう実施しています（柳川市3か所、大和町1か所、三橋町1か所）。県の補助事業なので、今後も県の基準に即した形で実施していきます。</p> <p>■家庭児童相談室事業</p> <p>現在は1市2町ともに実施していませんが、新市において家庭児童相談室の開設を検討していきます。</p>

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

/// 主要課題 (1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

近年、児童虐待による被害が増大する傾向がみられます。児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

特に、住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①児童虐待防止に関する体制の整備	<p>■「(仮称) 要保護児童対策地域協議会」の設置</p> <p>児童福祉法の改正にあわせて、虐待を受けた児童の情報交換と支援する協議の場となる「(仮称) 要保護児童対策地域協議会」の、新市における設立を進めていきます。</p>

/// 主要課題（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法※や、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するなど、ひとり親家庭等に対する支援を充実させることが必要です。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①ひとり親家庭等に対する支援	<p>■母子家庭等日常生活支援事業</p> <p>母（父）子家庭の母（父）・寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事や身の回りの世話などを行っています。</p>

※母子及び寡婦福祉法

母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする法律。

/// 主要課題（3） 障害児施策の充実

【現状と課題】

障害を持つ子どもは、障害のない子どもとの交流が少ないなど、成長過程において環境に恵まれない部分があり、その保護者については精神的、肉体的また経済的にも負担を感じている方も少なくありません。

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進するなど、家族への支援も併せて行うことが必要です。

また、保育所や放課後健全育成事業における障害者の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要となります。

【施策の方向と事業概要】

施策の方向	事業概要
①障害児保育・教育への支援	<p>■障害児保育事業 現在柳川市において、障害児の発達と障害児保育の総合的な推進を図るため、市独自の要綱を定め補助金を出しています。今後は新市において事業を引き継いでいきます。</p> <p>■障害児保育環境改善事業 障害児の保育に必要な環境整備を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに、障害児を受け入れる保育所の拡大を図っていきます。</p> <p>■特殊教育児童生徒の就学補助 特殊学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を支給しています。国の基準による事業であるため、現行どおり新市に引き継ぎます。</p> <p>■相談窓口の設置 新市においては、障害を持つ児童及びその保護者の相談を受け付ける窓口を設置します。</p>